

20琴情答申第 3号

平成21年 3月12日

琴平町教育委員会
教育長 多田紀男 様

琴平町情報公開審査会
会長 都築 静 雄



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成21年 1月 5日 (20琴教委発第273号)

事件名 全世帯アンケートの意見・要望等 (男性)、30代の白抜き部分に該当する固有
名詞の非公開決定に対する異議申立てに関する件

第1 審査会の結論

琴平町教育委員会が、「全世帯アンケートの意見・要望等 (男性)、30代の白抜き部分に該当する固有名詞」を非公開決定 (以下「本件処分」という。) とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成20年11月18日付けで、琴平町情報公開条例 (平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。) 第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求 (以下「本件請求」という。) を行った。

・全世帯アンケートの意見・要望等 (男性)、30代の白抜き部分に該当する固有名詞が記載された文書

2 実施機関の決定

実施機関は平成20年11月28日付で、本件請求に対し、本件処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として、平成20年12月8日付で行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申し立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し、公開する。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会での意見陳述の中で述べている異議申立ての理由は要約すると以下のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号の規定によれば、本件請求の原因たる文書の一般公開の事実こそが規定に違反するにも関わらず、本件請求を本件処分とした。
- (2) 本件請求以外にも多くの固有名詞を公開しているにも関わらず、本件処分とした。
- (3) 公開している固有名詞の中には、その個人の利益と成り得る内容もある。つまり、企業、個人商店等の名称が公に閲覧される文書中に掲載されていることは宣伝効果につながる。
- (4) 教育委員会の運営はすべて合議において運営されるものであるのに、教育長の独断で本件処分とした。
- (5) 本件請求をしている文書中に「……反対署名を強制的に書かされた。」とあるが、アンケートの締切日は9月10日であり、反対署名が行われたのは9月15日以降である。事実確認を行わず、このような個人を誹謗中傷するようなコメントを掲載した。その責任を追及するために本件請求をした。責任追及を逃れるために実施機関は、本件処分としたと考えられる。

第4 実施機関の説明の要旨

1 行政文書について

琴平町立小学校の統合問題に関して、実施機関より琴平町全区域の4389世帯を対象とし、1126世帯から回答を受けたアンケート結果のご意見、ご要望等を集約した閲覧文書であり、11月1日から12月26日まで公民館、各保育所、各幼稚園、各小学校、農改センター、実施機関等で閲覧方式により公表されたものである。

本件請求された行政文書は、上記の閲覧文書中の白抜きされている固有名詞（以下、「本件請求による固有名詞」という。）が記載された行政文書である。

2 非公開決定の理由について

本件請求による固有名詞とは、非公開決定通知書に記載のとおり、個人の氏名である。

個人の氏名は条例第7条第2号で規定するところの特定の個人が識別され得る個人に関する情報であることは明白であり、ただし書きのいずれにも該当しない。また、条例第9条の規定による、異議申立人に公開することが、公益上特に必要があると認めることはできない。よって、非公開とした。

また、異議申立人の理由中にある「多くの固有名詞」は、条例第7条に規定する非公開情報には該当しないと考える。

第5 審査会の判断の理由

条例において、町民の知る権利を保障し、町政に関し町民に説明する責務を全うし、町民の理解と信頼を深め、町民参加の公正で開かれた町政の推進に資することを目的とされたものである。

公開にあたり、個人のプライバシーに関する情報など公開になじまないものがあるため、開示請求をする者の権利とそれ以外の者の権利および公益との調和を図ることを基本的な考えとして、不開示とする情報（以下、「不開示情報」という。）の範囲を定めている。

異議申立書の趣旨より異議申立人は、本件処分の取消しについて求めたものであるため、当審査会では、本件請求による固有名詞が不開示情報に該当するか否かを検討するものとする。

本件請求による固有名詞は、個人名であることを確認した。よって、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、次のとおり本号ただし書きのいずれにも該当しない。

① ただし書アの該当性について

公にする法令若しくは条例の規定または慣行は存在しないので、ただし書アに該当しない。

② ただし書イの該当性について

異議申立人は第3-2-(5)より、責任追及のため本件請求を行ったと主張するが、責任追及のために本件請求による固有名詞の開示が必要であるとは考えにくいので、ただし書イに該当しない。

③ ただし書ウの該当性について

公務員等の職務の遂行に係る情報でないので、ただし書ウに該当しない。

④ ただし書エの該当性について

地方自治法施行令第 152 条第 1 項に規定する法人の役員の職務の遂行に係る情報でないので、ただし書エに該当しない。

また、条例第 9 条に規定する異議申立人に本件請求による固有名詞を公開することが公益上特に必要があると認められない。

よって、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | | | |
|---|---------|-----|------|-------|
| ① | 平成 21 年 | 1 月 | 5 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同年 | 2 月 | 26 日 | 審議 |